

第37回衆議院議員総選挙

投票日

12月18日



十二月十八日(日)は、第三十七回衆議院議員総選挙の投票日です。今回の選挙は、十一月二十八日に衆議院が解散されたことにより行われるものです。また、最高裁判所の裁判官としての通告を問う国民審査も同時に行われます。なお、今回の選挙から公職選挙法の一部が改正され、選挙期間が五日間短縮されて十五日間となり、立会演説会も廃止され、街頭演説の時間も早朝の一時間が短縮されて午前八時から午後八時までとなりました。このように、改正された公職選挙法のもとで行われます今回の衆議院議員総選挙は、私たちの代表となる国会議員を選ぶ大切な選挙です。よく考えて候補者を選び、必ず投票しましょう。

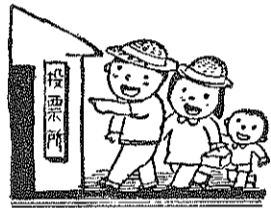
投票所の開設時間

午前7時から午後6時

市内20カ所の投票所で

第三十七回衆議院議員総選挙は、今年三月に公示されました。同選挙の投票日は十八日(日)です。投票時間は午前七時から午後六時まで、市内二十カ所(あなたの投票所は、下表を参照してください)で投票所を開設します。

開設時間に遅れないように、また投票所入場整理券にあなたの投票所が記載されているので、よく確認して、乗換せずあなたに与えられた権利を生かしましょう。



お出かけ前には必ず投票を

八幡市で投票できる人

今回、執行される衆議院議員総選挙に本市で投票できる人は、次のすべての条件を満たしている人です。

- 1 日本国民である人
- 2 昭和58年9月2日以前に八幡市に住民登録をし、現在に至っている人
- 3 昭和38年12月19日以前に生まれた人



投票所へは入場整理券を忘れずに!

本市では選挙の投票事務が円滑に行われるようスムーズに行われるように「投票所入場整理券」を有権者のみなさんに郵送し、これを投票日に投票所へ持ってきていただくことになっています。この整理券方式をとっていない市町村から最近転入してこられた人もおられると思いますが、投票日には、届いた整理券



山田治男委員長

八幡市選管委員長の談話

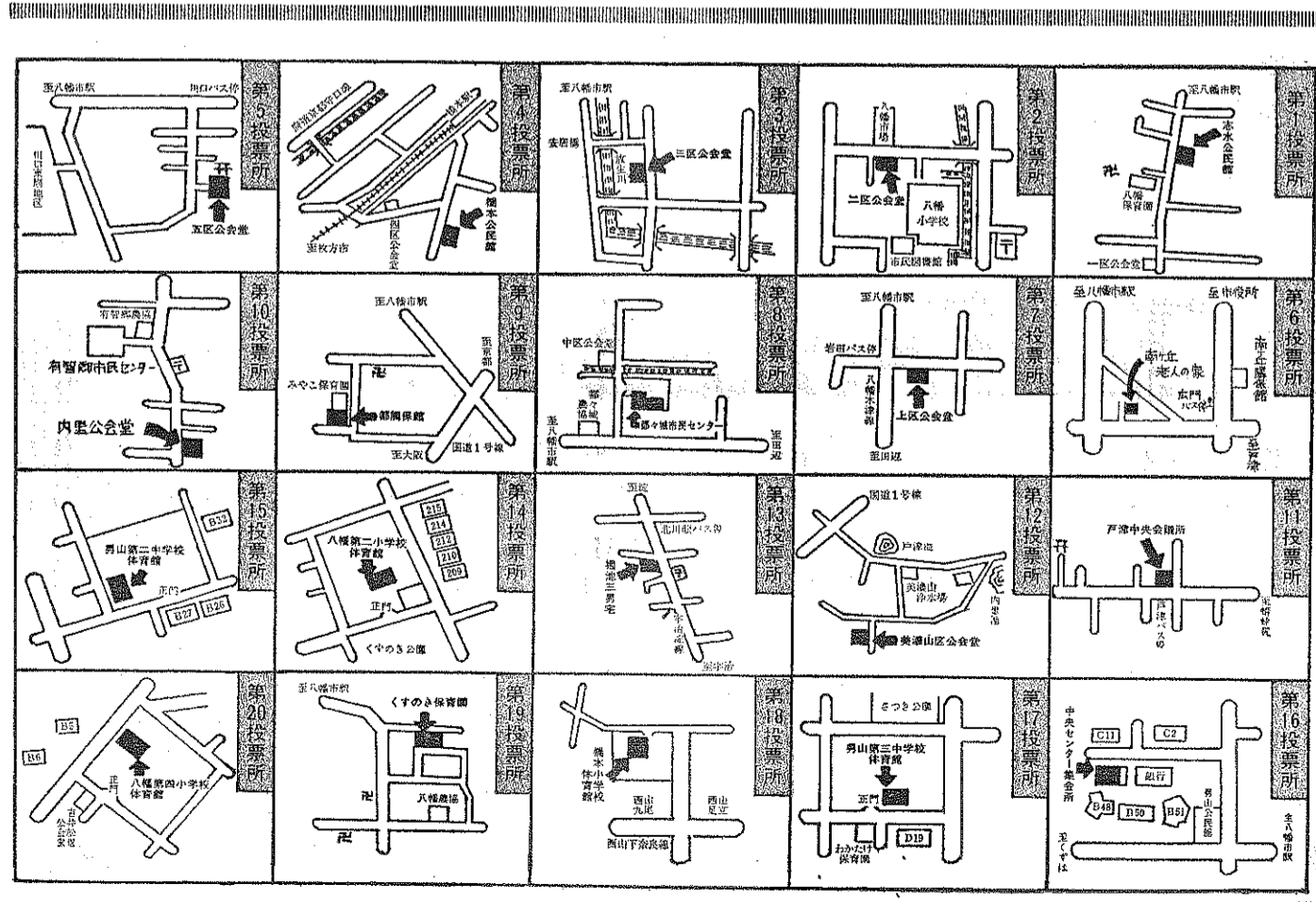
運動期間及び街頭演説時間の短縮、立会演説会の廃止などの改正がありました。今日、国の内外の情勢も一段ときびしくあつたように思われます。私たちが明日の生活は、どのようなものか、どうすべきなのか、か今一度、私たちが自身で考え直す必要があると思ひます。そのため、日ごろから政治に関心をもち、来る十二月十八日の衆議院議員総選挙投票日にすべての有権者のみなさんが、投票所へ出かけられ、私たちの意見を国政に生かすべく、貴重な一票を投じられますよう切望いたします。

私たちの国政に意見を

また、公職選挙法も比例代表制の導入など過去にない大幅な改正が実施されてきました。今回はさらに選挙

六区地区投票所が変ります

六区地区にお住いのみなさんの投票所(第六投票所)の設置場所が南ヶ丘保蔵館から「南ヶ丘老人の家」に変わりました。投票にあたっては、下表の第六投票所の地図で投票場所をよく確認してください。



投票区	区域	投票所名
1	一区(一部)	志水公民館
2	二区	二区公会堂
3	三区(一部)	三区公会堂
4	四区(一部)	橋本公民館
5	五区	五区公会堂
6	六区	南ヶ丘老人の家
7	上区	上区公会堂
8	中区	都市民センター
9	下区	都隣保館
10	内里区	内里区公会堂
11	戸津区	戸津中央会議所
12	美濃山区(一部)	美濃山区公会堂
13	長町・樋ノ口・高原	長町投票所(堀池宅)
14	男山(金谷・竹園・香呂)	八幡第二小学校体育館
15	男山(石城・弓岡)	男山第二中学校体育館
16	男山(八雲・泉)	中央センター集会所
17	男山(美枝・長沢・指月)	男山第三中学校体育館
18	四区(一部)	橋本小学校体育館
19	三区(一部)	くすのき保育園
20	男山(吉井・松谷・八幡・福谷・中・塚山(幸水・幸水)の一部)	八幡第四小学校体育館

不在者投票制度の活用を

棄権せず、あなたの権利を生かしましょう



出張などで投票日に投票できない人は、不在者投票で投票を済ませましょう

選挙権があるのに、なんらかの理由で投票日に投票できない人のために「不在者投票制度」があります。この制度を利用できるのは▽投票区の区外で職務や業務につく場合、▽やむを得ない理由で市外へ旅行したり、市外で滞在する場合、▽指定された病院または老人ホームに入所している場合—などです。この制度を活用して与えられた権利を放棄することのないようにしましょう。

それでは、不在者投票はどのようなときにできるのでしょうか。具体的な例をあげてみましょう。
 △開票日（投票日）の午前六時から午後六時までの間、入場整理券を持って、市役所一階の八幡市選挙管理委員会へお越しください。入場整理券が届いていない場合は、印かんのみお持ちください。
 △開票日の前日（十二月十七日）の午後五時までに、土曜・日曜の受付もしています。
 △開票日の前日（十二月十七日）の午後五時までに、土曜・日曜の受付もしています。
 △開票日の前日（十二月十七日）の午後五時までに、土曜・日曜の受付もしています。

この方法は投票できるのは、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている人のうち、次の事項

からだの不自由な人は郵便で投票ができます

在宅の身体障害者のみなさんに、選挙権の行使の道を開くため、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。この方法で投票できるのは、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている人のうち、次の事項

に該当する場合があります。
 ①身体障害者手帳を持っている人
 ②下肢、腰部、呼吸器に障害のある人で、その障害の程度が一級または二級の場
 ③前掲の①と②の障害の程度が一級または二級の場
 ④心臓、じん臓、呼吸器に障害のある人で、その障害の程度が特別項
 ⑤心臓、じん臓、呼吸器に障害のある人で、その障害の程度が特別項
 ⑥心臓、じん臓、呼吸器に障害のある人で、その障害の程度が特別項

最近、八幡市に転入された人へ

昭和五十八年九月三日以降に八幡市に転入された人は、本市では投票することができませんが、前住所地で投票することがあります。この場合、前に住んでいた都道府県の選挙区の候補者を選ぶこととなります。また、前に住んでいた所が遠い場合は、不在者投票の手続きをして投票することができます。

前の住所地で投票ができます

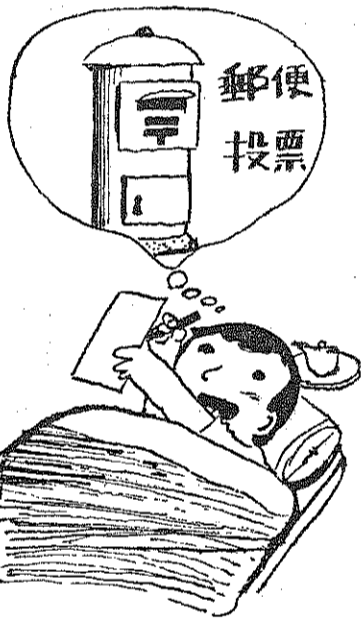
選挙人名簿への登録は

これまでに執行された選挙において、八幡市で投票された人は、他の市町村へ転出しないうちに、そのまま選挙人名簿に記載されています。また、最近転入された人や成人になった人も、一面に掲載



手続きは不要です

の「八幡市で投票できる人」に該当する場合は、手続きをしなくても選挙人名簿に記載されています。しかし、転入された人で、昭和五十八年九月二日以前から住んでいるのに何かの理由で転入届をその日以降にされた場合は、八幡市で投票することができません。この場合、前住所地の選挙人名簿に記載されている、候補者もその選挙区から選挙することになります。該当すると思われる人は、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。



体が不自由なため、投票所へ行くことができない人のために、郵便投票があります

棄権せず
生かそう
この一票

点字投票と代理投票

投票所の係員にお申し出を

秘密を厳守

投票のとき、目の不自由な人は「点字」による投票ができます。また、候補者の名前を自分で記載できない人の場合は、投票所の事務従事者が、投票者本人から直接お聞きして、投票者の代りに候補者の名前を

選挙運動期間が短縮に

公職選挙法が改正されました

選挙名	改正後	改正前
衆議院議員総選挙	15日間	20日間
参議院議員通常選挙	18日間	23日間
京都府知事選挙	20日間	25日間
京都府議会議員選挙	9日間	12日間
八幡市長選挙	7日間	10日間
八幡市議会議員選挙	7日間	10日間

今回の衆議院議員総選挙から適用に
 公職選挙法の一部が改正され、今回執行される衆議院議員総選挙から適用されることになりました。主な改正点は、次のとおりです。

- 選挙運動期間が短縮されます—左表のとおり、それぞれの選挙運動期間が3日から5日間短縮されます。
- 立会演説会が廃止されます—今まで実施されていた公営の立会演説会はすべて廃止されます。ただし、個人演説会については今までどおりです。
- 街頭演説の時間が、午前8時から午後8時までに—選挙車を使用して連呼行為、街頭演説及び街頭政談演説を行うことができる時間が、今までより午前中1時間短縮されます。その他、立候補届出期間が1日間になるなどの改正点があります。

選挙公報を早く家庭へ

「選挙公報」は、私たちが選挙で候補者を選ぶのに、欠かせない大切な資料です。選挙管理委員会では、選挙公報が一日でも早く市民のみなさんに届くように努力しています。これからは、一部の地域を除き、市選挙管理委員会各区分長→行政連絡員→班長→各家庭という順序で配布されますので、関係者のみなさんの協力が不可欠です。特に、各班長の方には、お手元に届けられた公報をすぐに各家庭へ配布をお願いします。なお、今回から選挙期間が短縮されますのでよろしくお願ひします。